
建築物木材利用促進協定の締結について

1 建築物木材利用促進協定の目的

「建築物木材利用促進協定制度」は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第 1 5 条第 1 項に基づき、建築主たる事業者が、国又は地方公共団体と協定を締結し、協働・連携して木材の利用に取り組むことで民間建築物における木材の利用を促進することを目的とする。

2 協定締結の概要

- (1) 協 定 名 称 青森ねぶた祭における地域材利用促進協定
- (2) 締結年月日 令和 7 年 4 月 1 8 日
- (3) 趣 旨 青森ねぶた祭で運行する大型ねぶたの制作にあたり、骨組みや台座等に、地域材を積極的に活用することにより、2 0 5 0 年カーボンニュートラルの実現や地域の活性化に貢献していく。
- (4) 協定締結者
 - ・青森ねぶた運行団体協議会加盟 1 7 団体
 - 大型ねぶた制作者 1 3 名
 - ・青森県木材協同組合
 - ・青森市
- (5) 取 組 内 容
 - ・青森ねぶた運行団体協議会
 - ・大型ねぶた制作者
 - ねぶたの制作に使用する木材等について、地域材を積極的に活用する。
 - ・青森県木材協同組合
 - ねぶた制作における地域材利用を促進するため、地域材の安定供給等に協力するとともに、森林資源の循環利用の実現に貢献していく。
 - ・青森市
 - 事業の推進にあたり情報提供及び意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行うとともに、本協定に基づく取組を優良事例として、積極的に広報する。
- (6) 有効期間 令和 7 年 4 月 1 8 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

3 他都市の状況

市町村と事業者の協定締結は全国で 5 3 件（林野庁 H P より）、青森県内自治体では青森市が初となる。